

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	高橋 隆史
【住所又は本店所在地】	東京都目黒区
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成30年5月14日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ブレインパッド
証券コード	3655
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】**1【提出者（大量保有者）／1】**

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	高橋 隆史
住所又は本店所在地	東京都目黒区
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社ブレインパッド 取締役 石川 耕
電話番号	03-6721-7001

2【提出者（大量保有者）／2】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社ディシプリン
住所又は本店所在地	東京都品川区西五反田八丁目7番11号アクシス五反田ビル802
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社ブレインパッド 取締役 石川 耕
電話番号	03-6721-7001

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No. 7
訂正される報告書の報告義務発生日	平成28年11月7日
訂正箇所	平成29年8月16日に提出した変更報告書No. 7に不備がありましたので、訂正いたします。

（訂正前）

【表紙】

【提出書類】

変更報告書No. 7

（訂正後）

【表紙】

【提出書類】

変更報告書No. 8

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者）／2】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

担保として、平成25年4月18日付で、大阪証券金融株式会社（現・日本証券金融株式会社）に500,000株を差し入れております。

また、平成28年3月30日付にて、提出者2（株式会社ディシプリン）が保有する株式会社ブレインパッド普通株式705,600株について、佐藤清之輔氏を譲受人とする「株式譲渡予約契約書」を締結しております。その契約の概要は以下の通りです。

- ・譲渡予約の対象となる株式 株式会社ブレインパッド普通株式705,600株
- ・譲渡予約代金：4,699,296円（100株あたり666円）
- ・譲渡予約価格（行使価格）：1株あたり金659円
- ・譲渡予約の行使可能期間：平成31年10月1日から平成33年3月31日まで
- ・譲渡予約の行使条件：

1. 譲受人は、株式会社ブレインパッドの下記（i）または（ii）に定める決算期における監査済みの会社の損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書）に記載の経常利益（適用される会計基準の変更等により経常利益の概念に重要な変更があった場合には、会社が合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めたものをいう。）が下記（i）又は（ii）に掲げる一定の水準（以下、「業績判定水準」という。）を超過した場合、割当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までを業績判定水準を超過した日の翌日以降行使することができる。

（i）経常利益が10億円を超過した場合

達成期：平成30年6月期又は平成31年6月期のいずれかの期

行使可能割合：全ての本件株式

（ii）経常利益が7億円を超過した場合

達成期：平成30年6月期又は平成31年6月期のいずれかの期

行使可能割合：本件株式の50%まで

2. 譲受人の相続人による本件予約の行使は認めない。

3. 本件予約は、100株単位で行使することができる。

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者）／2】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

平成28年3月30日付にて、提出者2（株式会社ディシプリン）が保有する株式会社ブレインパッド普通株式705,600株について、佐藤清之輔氏を譲受人とする「株式譲渡予約契約書」を締結しております。その契約の概要は以下の通りです。

- ・譲渡予約の対象となる株式 株式会社ブレインパッド普通株式705,600株
- ・譲渡予約代金：4,699,296円（100株あたり666円）
- ・譲渡予約価格（行使価格）：1株あたり金659円
- ・譲渡予約の行使可能期間：平成31年10月1日から平成33年3月31日まで
- ・譲渡予約の行使条件：

1. 譲受人は、株式会社ブレインパッドの下記（i）または（ii）に定める決算期における監査済みの会社の損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書）に記載の経常利益（適用される会計基準の変更等により経常利益の概念に重要な変更があった場合には、会社が合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めたものをいう。）が下記（i）又は（ii）に掲げる一定の水準（以下、「業績判定水準」という。）を超過した場合、割当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までを業績判定水準を超過した日の翌日以降行使することができる。

（i）経常利益が10億円を超過した場合

達成期：平成30年6月期又は平成31年6月期のいずれかの期

行使可能割合：全ての本件株式

（ii）経常利益が7億円を超過した場合

達成期：平成30年6月期又は平成31年6月期のいずれかの期

行使可能割合：本件株式の50%まで

2. 譲受人の相続人による本件予約の行使は認めない。
3. 本件予約は、100株単位で行使することができる。